

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 97号 平成29年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

議案第117号 平成29年度岩国市一般会計補正予算（第4号）

以上2議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第100号 平成29年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第101号 平成29年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第102号 平成29年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第105号 平成29年度岩国市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第106号 平成29年度岩国市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第107号 平成29年度岩国市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第108号 岩国市建築審査会条例

議案第109号 岩国市開発行為等の許可の基準に関する条例

議案第113号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第120号 平成29年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第121号 平成29年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第122号 平成29年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）

以上12議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第108号 岩国市建築審査会条例の審査におきまして、委員中から、建築審査会を設置する理由について質疑があり、当局から、「本市は、小規模な建築物の建築確認等の事務を所管する限定特定行政庁であったが、より主体的なまちづくりの推進を図るため、来年度から、全ての建築物の建築確認等の事務を所管する特定行政庁への移行を予定しているところであり、この移行に当たり、建築基準法第78条に基づいて建築審査会を設置するものである」との答弁がありました。

続いて、委員中から、特定行政庁への移行時期を来年度とした理由について質疑があり、当局から、「県内では、既に6市が特定行政庁に移行している。本

市においては、学校耐震化事業や、いわくに消防防災センター・周東食肉センターの建設といった大規模事業が続いたこと、必要な建築技師の確保が困難であったこと、特定行政庁に移行すれば基地内や愛宕山地域内での各種事業に係る事務を所管することになることなどから、移行については慎重にならざるを得なかったものである。しかし、現在、これらへの対処にもめどが付き、特定行政庁への移行に向けての体制が整いつつあることから、来年度から移行することとしたものである」との答弁がありました。

続いて、委員中から、特定行政庁への移行に係るメリットとデメリットについて質疑があり、当局から、「メリットとしては、特例許可の基準等の策定による独自の運用といった、まちづくりに係る積極的な取り組みが可能となるほか、従来、県に対し行っていた建築相談・照会等が必要なくなることで事務の迅速化を図ることができることなどが挙げられる。一方、デメリットとしては、市の裁量権の範囲が広がることから、その発動についてはそれ相応の責任が伴うこと、これまでに県が処分した事案を含めて賠償責任を負う可能性があること、事務の拡大に伴う職員の増員が不可欠となることなどが挙げられる」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「特定行政庁への移行により、建築確認申請の処理件数はどの程度増加すると見込んでいるのか、また職員配置や財源措置についてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「現在、県で受け付けている年間70件程度が増加すると考えている。職員配置については、特定行政庁への移行準備のために、昨年度と今年度に1名ずつ増員したことに加え、現在、研修のため、県に1名を派遣している。さらに、来年度から2年間、県から職員を派遣していただくこととなっている。また、財源措置については、特定行政庁への移行に伴い、普通交付税が約2,500万円増加する見込みである」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。